

平成29年宇治田原町文教厚生委員会

平成29年3月15日

午前10時20分開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第17号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する
について

議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
制定するについて

議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を制定にするについて

議案第20号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告

○福祉課所管

- ・宇治田原町地域福祉計画（第2期）（案）について
- ・臨時福祉給付金（経済対策分）について

○介護医療課所管

- ・宇治田原町介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する要綱等の制
定について
- ・宇治田原町国民健康保険事業健全化計画見直しの策定について

○健康児童課所管

- ・平成29年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について
- ・国の制度改正による平成29年度保育料の軽減について
- ・一時保育施設設計の進捗状況について

日程第3 各課所管事項報告

○学校教育課所管

- ・学園愛称の決定について

- ・食物アレルギー対応マニュアルの作成について
- ・中学校のクラブ活動における社会人講師の状況について
- ・平成29年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について

○社会教育課所管

- ・平成29年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口 整	委員
副委員長	9番	山内 実貴子	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田 周一	委員
	8番	藤本 英樹	委員
	10番	今西 久美子	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中 雅和 君
教育長	増田 千秋 君
健康福祉部長	光嶋 隆 君
教育部長	黒川 剛 君
企画財政課長	奥谷 明 君
福祉課課長補佐	廣島 照美 君
介護医療課長	青山 公紀 君
健康児童課長	立原 信子 君
保健センター所長	小川 英人 君
宇治田原保育所長	山下 愛子 君

地域子育て支援 センター 所長	中 田 正 代 君
学校教育課課長補佐	池 尻 一 広 君
学 校 給 食 共同調理場所長	下 岡 寛 史 君
社会教育課長	岩 井 直 子 君
社会教育課課長補佐	塚 本 吏 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時20分

○委員長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

けさは寒の戻り、少し寒かったですけれども、本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙中のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程をされ、付託をされました4議案及び所管事項報告につきまして、お手元に配付をいたしております日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局の資料につきましても、事前配付を含め、お手元に配付をいたしておりますので、ご確認を願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

町当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

先ほどは本会議におきまして、補正予算案のご可決をいただきましてありがとうございます。引き続きになりますが、谷口委員長、山内副委員長のもと文教厚生常任委員会を開催いただき、条例の一部改正4件につきましてご審査をお願いするとともに、各課の所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、後半の教育委員会所管につきましては、先般の議会運営委員会でご説明いたしましたように副町長は出席いたしませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の提案説明をさせていただきます。座って失礼します。

議案第17号でございます。

議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつつまし

ては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階判定の基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとするため、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、青山課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、介護保険条例の改正ということで、議案第17号についてご説明させていただきます。

ただいま副町長のほうから概要がございましたけれども、主に改正の内容といたしましては、介護保険制度においては、1号被保険者の保険料段階の判定に、所得をはかる指標として合計所得金額を用いているということでございます。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、介護保険料が高額になるということでございました。

そのようなことから、土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととして、合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとしております。

具体的には、収用交換等のために土地等を譲渡した場合の最大5,000万円控除、それとあと、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の最大2,000万です。それと、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の最大1,500万円でございます。それと、農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の最大800万円でございます。それと、居住用地、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円ということで、これ最大値でございます。それと、特定の土地ということで譲渡した場合の最大1,000万ということでございます。ただいま申し上げましたうちの2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額は5,000万円ということでございます。これにつきまして控除されて介護保険料を算定されるということになっております。

施行日につきましては、29年4月1日でございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 施行期日がことしの4月1日ということですが、これは、ちょっとすみません、基本的なことを聞きますけれども、確定申告との関係なんですか、確定申告は関係ないんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） ことし1月1日現在、確定申告されて、その状況、4月1日以降なので、6月の当初賦課からはこれを考慮した額で算定するということになります。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 来年度の介護保険料に、もうかかわるということでいいんですね。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい、そうでございます。

○委員（今西久美子） わかりました。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第17号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第18号について説明します。

議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師及び准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類の、指定地域密着型通所介護事業所を追加する改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、青山課長のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、議案第18号につきまして、資料に基づいて説明させていただきます。

今、趣旨と改正内容については、副町長のほうが申し上げましたように小規模多機能型居宅介護事業所、これは通いと訪問など、また泊まり、ショートステイなどを行える施設、事業所ということで小規模多機能居宅介護事業所ということでございます。その看護師または准看護師が同一敷地内の業務の兼務が可能である施設について、指定地域密着型通所介護事業所を追加するというところでございます。

これまでからは、定期巡回随意対応型の訪問介護事業所とか、指定認知症対応型通所介護事業所などは既に指定されておまして、今回、新たにこの地域密着型通所介護事業所を追加するというところでございます。

本町には、小規模多機能の居宅事業所がないということで、影響はございません。

施行日は、29年4月1日からということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今、ご説明をいただきました小規模多機能型居宅介護事業所、通所やデイサービス、ショートステイ、あと訪問介護などということですがけれども、今、宇治田原の中で、そういったサービスというのは充足しているというふうにお考えでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 一応、デイサービスとホームヘルパーについては充足しているかなと。それで訪問看護につきましては、以前事業所があつて、なくなったという状況で、少し足りないかなという状況かなと認識しておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今後のことも含めてなんですけれども、この小規模多機能型居宅介護事業所が宇治田原に来るといふ、今現在はないので、この条例改正については影響がないということなんですけれども、今後、こういう事業所が必要であつて、来てもらいたいと思つておられるのか、可能性としては低いといふふうに思つておられるのか、ちょっと担当課としてはどのように考えておられますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 可能性としては、これも特養と同じで小規模ということなんで、現実的には、やはりこういう通いとか、訪問とか、いわゆる訪問看護をつけてといふような事業所となつてくるので、やはり運営的には全国的にも厳しいかなという状況でございます。そういったことからいいますと、なかなか来ていただくといふのは、ちょっと確率的には低いのかなと思つております。

それで、町としましても、やはりこういう事業所があれば、それに越したことはないかと思つておるところでございます。それと、必要とならば、来年度、ちょうど第7期の計画がございますので、その中で、もし出てくるということであれば、計画もさせていただくといふふうに思つておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどおっしゃつた通所や訪問、ホームヘルパーの派遣については充足しているという中で、たとえ来てもらつても、なかなか需要がなければ余計に運営的に厳しくなるというのもあると思うので、その辺はちょっと慎重にとお願いしたいんですけれども、1つ、訪問看護ですね、以前も町内になくて、町外から来てもらつているということもあつて、一時、事業所ができたんですよね。今、それが撤退されたということですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、少し説明不足で申しわけございません。1件、町内の事業所さんはございます。ございますけれども、ほとんどその事業所さんは、他市町村にサービスつきの高齢者住宅とかを持っておられていまして、そちらのほうにほぼ行つておられて、町内のサービスを受けられている方はほんの数名ということで、ち

よっと少ない状況になっておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 必要な人はいるけれども、受けられていないということですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） そのあたりはちょっと微妙なところございまして、受けられておられない方もおられますし、ちょっとそこら辺はきちっとまだ分析はつきりできてないところでございます。ただ、ちょっとサンブレッジさんとかのケアマネさんとかにお聞きするところでは、誰かいないかとお願いされたときに、ちょっとお願ひしたいときに、ちょっと無理やと言われたこともあるんで、そういう意味でいうと足りないところかもしれません。以上です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 足りないというね、サービスが受けられない方がいるということは、やっぱり町のサービスを提供するという意味では課題やと思うんですね。そういう意味で、この、別に小規模多機能型をもってきてと言っているわけではなくて、やはり高い保険料を払って皆さんされているんですから、必要なサービスを受けられるような体制を町としてもしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第19号について説明させていただきます。

議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第18号と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が、同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類に、指定地域密着型通所介護事業所を追加する改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、青山課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、議案第19号ということで、資料によって説明させていただきます。

今、趣旨と改正内容につきましては、副町長のほうから説明をいただきました。そのとおりでございます。それで、これも先ほどの宇治田原町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、先ほどのものと同じでございます、これは予防版ということでございます。そちらのほうに地域密着型の通所介護事業所を追加するというところでございます。

それと、これにつきましては、ちょっと字句等、言葉の修正ということで、第39条の「聞く」を「聴く」にちょっと改めるとか、繰り返しの言葉が条例の中に入っていましたので、そのあたりを抜くというようなことで改正をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特に質疑はないようでございます。これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第20号について説明します。

議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、介護保険法施行規則の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、地域包括支援センターの職員基準である主任介護支援専門員に更新制を導入するものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、青山課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、議案第20号、資料に基づきまして説明させていただきます。

趣旨等につきましては、ただいま副町長が申しあげましたとおりでございます。

改正内容といたしましては、主任介護支援専門員の更新制度導入ということでございます。主任介護支援専門員は、介護支援専門員に対するスーパーバイズとか地域ケアシステムを実現するために必要な情報の収集とか発信、事業所や職種間の調整といった役割がございます。その資質向上を図っていくということで、今回、更新制度を導入されるということでございます。

更新を受けるまでの、ただしこれまでに受けられておる方とかおられますので、その方々の経過措置ということで設けられております。基本的には5年ということで有効期限が定められているところでございます。

本町につきましては、地域包括支援センター、町直営で実施しておりますので、そこに配置される主任介護支援専門員ということでございます。しかしながら、ちょっと現在、町の包括支援センターには主任という介護支援専門員はいないので、介護支援専門員で対応しておるところでございます。これにつきましては、介護保険法を参酌して本条例を定めておまして、主任介護支援専門員に準ずる者として配置をしておりますので、影響はないということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 宇治田原町は主任介護支援専門員がないということですが、介護支援専門員で対応していると、準ずるといことなんですが、そしたら宇治田原の介護支援専門員、この準ずる方は、この研修は受けないと、更新制は関係ないと、そういう意味ですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 一応、ただいまのところはその分まではちょっと考えておらないんですけれども、状況によっては受けなければならないかなと思っておるところでございます。それと、ただいま申し上げました準ずるといこと、これでいけるかなと思っておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） その主任介護専門員というのは、こういう役割があるというふうに書かれておりますし、ご説明もしていただきました。とても大事な役割があると思うんですね。その主任介護専門員がないと。宇治田原町としては、もう別にこれでええわと思っておられるのか、いや、何とか今後は主任介護支援専門員を置きたいと思っておられるのか、ちょっとその点を、考え方をお聞かせ願えますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） できますれば、それは主任介護支援専門員というのは置きたいと思っております。ただし、そのあたりで、やはり介護職とか、いろんな、社会福祉士等につきましても、人材不足というところもありますし、あと、そのあたりの状況を考慮して、置けるものならば置きたいと思っておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） できるものなら置きたいということですので、そこはちょっと努力をしていただきたい。人員不足というのはわかりますけれども、やはり主任がいるのといないのとで、住民の皆さんが受けるサービスも、私はちょっと変わってくるんじゃないかなと。資質向上を図るための更新制であるので、きちんと研修も受けていただいて、資質の向上を図るということが必要じゃないかなというふうに思いますので、その点をお願いをしておきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 私も全く同様に、努力してそういう方向でいきたいということですが、やはり私は絶対置くべきやということが1つと、それと、それに関連して1番、2番、1番の場合は保健師その他これに準ずる者、それから2番が社会福祉士ということで、これに準ずる者という規定があるんですけども、こちらのほうは全部、現在そろっているということの理解でいいんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 現在、職員の配置につきましては、保健師、社会福祉士、介護支援専門員ということで、ただし保健師は今、育休中でございますのでおりませんが、かわりに介護支援専門員を置かせていただいております。そういう状況でございます。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第20号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託をされました4議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託をされております議案につきましても、3月29日の本会議において討論をされる方は、討論通告書を3月24日金曜日、午後5時までに議長宛て提出をしていただきたいと思います。

それでは、次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、福祉課所管の宇治田原町地域福祉計画(第2期)(案)について説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長(光嶋 隆) それでは、お手元にお配りをしております資料に基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

宇治田原町地域福祉計画(第2期)(案)についてでございますけれども、直近の策定経過につきましては、最終となります第5回地域福祉計画策定委員会において、計画原案が協議・決定をされました。同委員会から町のほうに提言が行われました。今後、今月末までに、この提言をもとに第2期計画を決定したいというふうに考えております。

ちなみに、第5回の計画策定委員会につきましては、3月1日の午後2時から役場において開催をいたしまして、内容といたしましては、計画素案のパブリックコメント結果とその回答について、計画(案)についてというのを審議いただきまして、協議の終了後に策定委員会から町に対しまして計画(案)が提言されたということでございます。

こちらのほうに添付資料といたしまして、パブリックコメントの結果とその回答、提言書、計画(案)をおつけしておりますので、あわせてご説明申し上げたいと思います。

まず、パブリックコメントの結果とその回答についてでございますが、これは計画（案）に対しまして、昨年12月19日からことし1月23日までの間、約1カ月の間にパブリックコメントを募集いたしました。その結果といたしまして1件提出がございました。

それで、別紙のほうをごらんいただきたいんですがございますけれども、提案いただいた内容でございますけれども、計画書の随所に推進する、検討する、周知するという記載があるけれども、今後はいつ、誰が、どのような形でやるのかと、そういうことを明確にすることが必要じゃないかということが、ご意見として頂戴いたしました。

これに対しましては、本計画の趣旨ですね、そういったことを踏まえた中で、それぞれの所管で毎年実施計画を立案の上、必要な予算の確保を図って実施をしております。本計画では施策の実施に当たり、地域福祉にかかわる関係者の適切な役割分担により効果的な推進を図るとともに、町社会福祉協議会をはじめ関係団体、機関などに対して計画の進捗状況の確認や推進方法に対する意見を求め、さらに住民の協力を得ながら、全町一体となった施策・事業の推進に取り組むこととしますということで、そのあたりの方向性を明確にするということの回答といたしております。

その次でございますのが、委員会のほうから町のほうに頂戴をいたしました提言でございます。提言書の裏面に大きく項目として4つ、近隣同士のつながりの再生・強化、そして2つ目といたしまして、時代の趨勢に対応できる連携・ネットワーク体制の構築、3番目といたしまして、情報提供・相談支援の仕組みの一層の充実、4番目といたしまして、実効性のある計画の推進、こういった4つの項目を立てまして、町のほうに提言をいただいたということでございます。

最後になりましたけれども、地域福祉計画全体についてでございます。これは、計画（案）につきましては、パブリックコメント公表時の計画素案から変更した主な箇所につきまして網かけをいたしております。

主に網かけをした箇所でございますけれども、全編にわたりまして、文章ですとか数字の修正、あるいは精査をいたしまして、確認をしたものにつきましては修正をしております。そしてあと、末尾になりますけれども、目次と、79ページから資料編を追加ということで添付をしております。そして、統計資料のデータを最新の情報に置きかえております。これは4ページから以降ということになってございますけれども、こういったところにつきましても網かけをしております。あと、71ページになるんですが、障がい者に対する合理的配慮とは何かということを具体的に明記をしてござ

います。

その他、全般につきましては、全委員会におきましても、こういう素案で進めさせていただきたいということでお示ししております内容から、大きく変わった点はございません。これをもちまして私どもの計画としたいというふうに考えておりまして、最終的には、あとデザイン的なものの作業をいたしまして、計画冊子を作成し、完成いたしました時点で随時配付をさせていただき、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） この計画自体に特に質問ということではないんですが、私、この委員会を、3月1日でしたかね、傍聴させていただきまして、非常に熱心に委員さん皆さんが議論をされていた姿を目の当たりにしまして、ちょっと頼もしく感じたんです。それで、せっかくの地域福祉計画、冊子にもなるということですので、全課に関係のあることもあるかと思うので、その辺については徹底もしていただきたいなと思います。その点、要望にとどめておきます。答弁は結構です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 29ページなんですけれども、災害時の支援についてというところで少しお聞きしたいんですけども、現状、災害が起きたときに、対象の住民さんの方々にはどこに避難する、誘導の周知というか、どうされているかという点と、そこら辺の仕組みづくりについて、もう少しお考えというか、どういうふうになっていったらいいなという思いみたいなものがあれば、ちょっとお話ししたい。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） ただいまご質問いただきました点に関しましては、地域福祉計画単体ではなしに、当然のことながら地域防災計画とのかかわりが非常に出てこようかというふうに思っております。こういう配慮事項については、まち全体の認識として十分持たなければいけないことですし、それに対する配慮として、防災計画の中では避難所とあわせて福祉避難所の設定もしてございます。福祉避難所の取り扱いですとか、どういったことに開設するということにつきましても、いわゆる防災会議の事務方の段階で今作業を進めておりまして、年度がかわりました時点では明確にしていきたいということを総務課のほうも考えておるようでございますので、またその時点になりましたら皆様にご報告できるものなりというふうに考えてございます。以上でございます。

す。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） そういうわけですが、先日、この件について全国紙の新聞にも載っていて、全国的にこういう数値が行政から徹底されてないというところがあったので、来年度、防災会議等々で取り組んでいただくということで、よろしくをお願いします。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、臨時福祉給付金（経済対策分）について、当局の説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） それでは、臨時福祉給付金につきましてご説明を申し上げます。

趣旨といたしましては、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、全国の市町村が主体となった給付措置を行うということでございまして、これは平成28年1月1日現在で本町に住民票のある方、また平成28年度住民税均等割が非課税の方が対象となっております。

支給額につきましては、支給対象者お一人につき1万5,000円ということでございまして、実施のスケジュールといたしましては、今月下旬からということで、「町民の窓」4月号から7月号、それとホームページ等では給付金の概要、申請漏れの防止をするための注意喚起を行いたい。

あと、申請書の送付といたしまして、これは今週末ぐらいを予定しておるところでございますけれども、対象と思われる方を抽出の上、申請書をお送りいたします。

申請書の受付に関しましては、明けて来週からというふうに思っております。この受付を郵送・窓口で受領いたしまして、おおむね4カ月間で対応していきたいと。一番最初の振り込みにつきましては、年度が変わりまして4月末——27日を組む予定ですが——を第1回目の振り込みということで予定いたしまして、期限が参ります6月には、もう少しで終わりますよということで、まだの方に対しまして勧奨通知をお送りしたいと。あと7月の下旬には申請の受付を終了という形で考えておるところでございます。

ちなみに、これは昨秋に実施をいたしました臨時福祉給付金の3万円の対象の方と、ほぼ同じ支給対象者ということになってございまして、今回も1,600人程度の算定

をいたしまして、必要と思われる対象者の方は1, 500人弱ぐらいになると思いますけれども、そういった方には抽出の上、お送りをしたい。その上で申請がありましてから精査をしたいということで考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特に質疑はないようでございます。これにて福祉課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、介護医療課所管の宇治田原町介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する要綱等の制定について説明を求めます。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、宇治田原町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱等の制定についてということで、3枚ものの資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、趣旨につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律ということで、26年法律第83条ということで、施行に伴い、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年4月1日より移行していくということでございます。それに伴いまして、総合事業の実施に関して、実施及び指定並びに各種サービスの事業の人員及び運営、そして費用の算定に関する基準を要綱に定めていくものでございます。

制定させていただく要綱につきましては、全部で8本でございます。それで、①と②が一对、③番と④番が一对、⑤番と⑥番が一对、⑦番と⑧番が一对ということで、それぞれまとめさせていただいております。

2番目にその説明ということで書かせていただいております。

まず、1番と2番ということで、総合事業の実施に関するものと、あと、そのサービスの使用を受けようとする事業所の指定に関する要綱ということでございます。これにつきましては、総合事業の移行に伴い、地域支援事業として町が行うこととなるということで要綱の整備を行います。

主には介護予防、訪問介護及び介護予防、通所介護のサービスが、地域支援事業である1号訪問事業及び1号通所事業へ移行するというところでございます。

1号訪問事業につきましては、これまでの現行の介護予防の訪問介護のサービスに相当するものでございます。

1号通所事業につきましては、通常の通所型デイサービス、いわゆる1日デイサービ

スに、これは現行の介護予防の通所介護に相当するものでございます。そして、同じく1号通所事業の通所型サービスAというのを今年度、29年度から新たにやりたいということで、これはちょっと1日じゃなくて、短時間デイサービスということで新設を予定しているところでございます。

それとあと、1号の介護予防支援事業ということで、これまでの地域包括支援センターが行っていますケアマネということで、このケアマネということでございます。

あと、介護予防の把握事業と介護予防普及啓発事業ということで、いわゆる一般介護予防ということで、従前の介護予防事業を移行させていただきまして、元気はつらつ！若返り塾とか、元気アップ教室というようなことでございます。

その中身、具体的にいきますと、この前、12月ぐらいのときに、1月でしたか、こういう介護予防総合事業で、自分らしい暮らしをということで配布させていただきました、この内容でございます。これにつきまして要綱を制定させていただくというものでございます。

次のページにいきまして、訪問型サービスまたは通所型サービス、通所型Aということで、この事業を実施する場合においては、町の指定を受けることが必要となるということで、これに定めさせていただいております。

現行の介護予防訪問介護相当サービスと現行の介護予防通所介護相当サービスを実施している事業所に関しては、平成30年3月31日まで町が指定しているとみなすということで、みなし指定とされているところでございまして、実際に更新指定が必要となるのは30年4月1日からということになります。

ただし、新規事業として、通所型のAということで、半日、短時間デイサービスに関しては、29年4月1日からの指定が必要ということで、ただいま協議をしているところでございます。

続きまして、③と④の訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営、そして費用の算定に関する要綱ということで説明をさせていただきます。

これにつきましては、いわゆるヘルパーサービスですね、ヘルパーサービスについての人員とか設備とかの基準ということでございます。本町につきましては、介護予防の日常生活支援総合事業のガイドラインに沿って、現行の介護予防訪問介護サービスと同じ基準で要綱を制定します。同じ事業をそのまま移行するので、同じものに沿って要綱を決めたいと思っております。

基本単位につきましては、1単位は10円とします。これは現行どおりでございます。

サービスの種類としましては、訪問型サービス1ということで、週1回のヘルパーサービス。1カ月。単価につきましては、1カ月当たりの定額制となっておりますので、1カ月当たり、例えば週1回ですと1,168単位ということでございます。月額にいきますとこれの10倍で、利用者負担としましては1割または2割ということなんで、1,168円と3,300円余りというような状況になるかと思えます。

サービスの提供時間としましては45分以上と。移動時間、記録時間等を含めないということでございます。

本町の現在実施されておるところでいいますと、宇治田原町の在宅介護支援センターということでサンブレッジさん内にあるところと、訪問介護ステーションのかおりさんということで先ほどありました。その2カ所でございます。

続きまして、5番、6番目の通所型サービスの事業の人員、設備及び運営ということと費用の算定に関するということで要綱を制定させていただきます。

これにつきましては、いわゆるデイサービスということでございます。これにつきましても、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに沿って、現行の介護予防通所介護のサービスと同じということなんで、同じ基準で要綱を制定したいと思っております。

基本単価につきましては、先ほどの訪問と一緒に1単位は10円ということでございます。例えばサービスの種類としましては、通所型サービスI、週1回ということで、要支援1の方、事業対象者の方が利用されると、1カ月、定額なので1,647単位ということでございます。負担につきましても、同じく1割、2割という状況でございます。

サービスの提供時間につきましては5時間以上と。送迎は含まないということでございます。

本町の実施事業所としましては、サンブレッジ宇治田原内のデイサービスセンターと、あとデイサービスのマドンナさん、それと萩の里の3カ所が現在ございます。

続きまして、7、8の通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営、そして費用の3点に関する要綱についてということでございます。

通所型サービスAは、これまでなかったので本町独自のサービスとなりますと。通所型サービスの現行の介護予防通所型サービスの基準を緩和したものでございます。本町につきましては、基本的に現行の介護予防の通所介護の基準に準じて制定をさせていただき、先ほど同様、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに沿って要綱を制

定するというところでございます。

ただし、緩和した基準ということで事業を実施できるわけでございますが、必ず遵守をすべき点ということで、事故発生時の対応とか、従事者または従事者であった者による秘密保持とか、従事者の清潔保持、健康状態の管理というのも必ず定めろというような状況でございます。

緩和した基準としましては、従業員は利用者15人からは必要数でいいということでございます。これにつきましては、例えば18人来られるということになりますと、15人までは例えば1人でいいという状況で、18人ということは3人ふえています。この計算はちょっと、常勤とかの勤務時間とかいろんなことを勘案して決めますと、18人になると0.6人の増員ということになるんですけれども、介護度が低い、支援の人ばかりやとか、手がかからないというような状況と判断された場合、そしてまた、ほかに施設があつて別の職員がいるということになれば、この0.6人は増員しなくてもよいという、そういった緩和でございます。

それと、サービス提供に必要な場所は利用定員以上ということで、1人3平米以上はなくてはならないということでございます。普通に通所のサービスをやろうと思いましたら、その1人の確保する面積と、あと相談室とか、本来ならば食堂とかといった、そういう別の室なりを確保しなければならぬんですけれども、今回のこのサービスAではそこまで要らないということで定めさせていただいております。

単位につきましては、1単位10円ということでございます。通所型Aサービス、いわゆる半日なんで、単価としましては200単位。通所のデイの1カ月単価が大体412単位ぐらいなんで、その半分ということで200単位ということで決めさせていただきました。ただし、入浴があれば入浴の加算ということで、25単位を加算できるということでございます。

利用料につきましては、1割、2割ということで負担でございます。

提供時間につきましては、2時間以上5時間未満ということで、送迎時間を含まないということでございます。

利用回数につきましては、基本週1回なんですけれども、ケアプラン等によりまして2回を限度とするということでございます。

この実施につきましては、デイサービス・マドンナさんで実施予定ということでございます。

これらの3から8のサービスにつきまして、事業の対象者としてしましては、要支援の認

定者、いわゆる支援1の方と、あと事業対象者ということで、いわゆるチェックリストの該当者が対象ということにさせていただいております。

この事業につきましては、29年4月1日より順次、総合事業に移行していくということでございますので、現在の要支援認定者に対しましては、基本的には今までどおり更新申請を行っていただき、現行のサービス基準で移行するというところで、現在の介護予防の訪問介護サービスと介護予防の通所介護サービスを利用しているということについては、特段の影響はないかと考えておるところでございます。

施行日につきましては、29年4月1日からと予定しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これ、新たに来年度からということで、この間、一般質問等々でも複数の議員さんが取り上げられてまいりました。やはりそれだけ住民の中に不安があったのかなというふうに思っているんですが、まず、この資料ですね、ちょっと私、細かいことをいろいろお聞きしたかったんですけども、なぜ事前配付ではなかったんでしょうか、委員長。何で事前にちょっと配付していただかなかったのか。

○委員長（谷口 整） 今の今西委員の質問なんですけれども、事前に正副の打ち合わせをさせてもらったときに、ちょっと余りにも資料が分厚過ぎたんで、まとめてもらうたんです。それが出るのがちょっと、調整に若干時間がかかったこともあって、事前に皆さんのお手元にお配りをできひんかったということなんで、ご了解いただきたいというふうに思います。

○委員（今西久美子） では、その最初の事前資料というのは、もっと詳しく書かれていたということですかね。

○委員長（谷口 整） はい、1枚ごとに1つの項目、だから、これ8つ要項が出るんですけども、それを1つずつ説明ということやったんで、ちょっと余りにも時間がかかるということもあったんで、1つにまとめてもらうたという経過なんです。今西委員。

○委員（今西久美子） 中身についてちょっとだけお聞きします。この③、④、訪問型サービスの件と、通所型サービスの事業の件、4番の、デイサービスの件ですけども、これ、1カ月定額というふうにあります。例えば訪問型サービスIで週1回、毎週来てもらって、4回の月と5回の月があると思うんですけども、どちらも月額これだけということなのか、1回休んでもらった、2回休んでもらっても同じ金額なのか。4番

も同じことを聞きたいんですけども、ちょっとご説明をしてください。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） どちらも月額単価でございます。そのため、例えば5回来ていただいても同じ金額ですし、例えば次に3回しか行かれなかつても同じ単価というところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それは現行もそうなっているんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それにつきましては、現行のサービスにつきましては1月当たりの定額単価ということになっておりますので、それに倣っております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一番最後の対象者のところに、現在利用している方に大きな影響はないということなので、これはその都度、都度、確認もさせていただいてまいりましたが、料金についても、サービスの中身、5番目の新しいAということは別として、今までと何ら変わらないということでもいいんでしょうか。ちょっと確認をしたいと思えます。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 基本的には何ら変わりございません。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それと、ケアプランなんですけれども、これも今までどおりちゃんと計画を立てていくということでもいいんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 要支援1、2の方に対しまして、同じようにケアプランを立てていくということでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと、この5番目の7、8、新しく始められる通所型サービスAですけれども、現在のところマドンナさんだけで実施予定ということですが、今後、広げていく、広がっていくというようなことはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） マドンナさんのほうで、一応、1日定員2人という状況な

んで、その中でいきますと、やはり足りないという場合もございますので、そうなれば、例えばどこかほかの事業所さんにお問い合わせするかということはあるかと思えます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） これ半日ということですがけれども、ちょっと中身を、どういうことをされるのか。それは市の事業所に任されているのか、何かあるのか、教えてください。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 中身につきましては、一応、基本的には事業所さんのほうに任せていただいております。それで通常のデイサービスと同じような内容ということでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 食事等々は提供しない、食堂がなくてもいいということなので食事は提供しないのかなと思うんですけれども、これでいくと1割の方やと1回200円ということですかね。入浴サービスが加算されて225円、そういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい、そうでございます。通所型サービスA、200単位と、加算があれば、入浴があれば25ということなので、1割負担の方であれば225円ということになります。

○委員（今西久美子） わかりました。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、ちょっと聞こうと思っていたことは、今、今西議員のほうが開かれましたのでいいんですが、1つちょっとわからないので質問させていただきたい。2ページ目めくったところに、現行の介護訪問云々ということで、みなし指定ということで書かれていまして、更新指定になるのが30年4月1日からやと、現在はあくまでみなしやということなんですけれども、実際に今、みなし指定されているところで、結局、実際にその更新になったときに、その基準とか含めてふるい落とされるような施設というのは、今のところ町内ではあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 現行の介護保険制度の中でやっておられる事業所さんで、基本的にはふるい落とされることはありません。

○委員（原田周一） 全くない。

○介護医療課長（青山公紀） はい。

○委員（原田周一） はい、結構です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） これにて質疑を終了いたします。

続きまして、宇治田原町国民健康保険事業健全化計画見直しの策定について説明を求めます。青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、続きまして、第2次宇治田原町国民健康保険事業健全化計画見直し概要についてご説明させていただきます。

1枚物の裏表について説明させていただきます。ちょっと概要、量が多いので、その1枚物で簡単にまとめさせていただきましたので、そちらのほうでご説明させていただきます。これまで、第4回の国保運営協議会においてまとめていただきましたので、それについてご報告ということでございます。

まず、経過といたしましては、26年2月に計画期間を国保広域化までの29年までとするということで策定されましたけれども、なかなか計画と実績が大きくかけ離れた状態となってまいりまして、大きく増加した累積赤字とか、増加をする医療費の状況を踏まえて、今回、見直しを行ったものでございます。

まず、現状等につきましては、保険者の状況につきましては、保険者数は減少傾向にありますけれども、前期高齢者、いわゆる65歳から75歳未満の方がふえてきていると。

医療費等の状況につきましては、医療の高度化とか高額な新薬等の影響によりまして、1人当たりの費用額がふえてきている状況でございます。保険給付が過去最高となった平成25年度、同水準の26年度から、27年度にはさらに1億円増加といった状況でございました。

財政運営の状況につきましては、平成26年度の実質収支が3,273万137円の赤字決算となったと。累積赤字額が6,631万6,573円まで増加してまいりましたと。27年度、最近の直近の決算におきましては、累積赤字は5,920万2,441円を抱えた状況ということでございます。

2番目に、計画と実績の比較としましては、まず、保険税収納率・収納額等につきましては、現年度分の収納額は、平成27年度に計画値を大きく下回りましたけれども、

28年度に保険税の改定を行ったということによりまして、28年度以降は収納額はちょっと上回るのではないかといたった状況でございます。計画と比較しましては、下の表なんですけれども、現年度分収納率の実績は上昇しているものの、各年とも計画値を下回っているというような状況でございました。

保険給付費につきましては、被保険者数は減少しておりますけれども、高齢者の割合が増加しているということとか、医療の高度化の影響等によりまして、やはり1人当たりの医療費が増加し、保険者負担がふえ続けているというような状況でございます。

それらを勘案しまして、中期財政見通しということで見通しをさせていただいております。29年度の予算額程度で推移すればということで、この表の29年度のところなんですけれども、一応これ予算額なんですけれども、国保広域化までの累積赤字が約3,800万円となる見込みと。基金の2,000万の取り崩しと合わせまして、一般会計の財政状況などを勘案した上で、ある程度の基金繰り入れを行うことで赤字も解消できるのかなというような状況でございます。ただし、ちょっといろいろ、今後の医療費とか来年度の状況を見なければわからないんですけれども、そういった状況でございます。

見直し内容としましては、現状とか実績、そういうのを見通しながら、計画期間を29年度までから32年度まで変更し、長期的な視点のもと健全化に取り組んでいきたいと。国保の広域化はございますけれども、一応32年度まで変更して健全化に取り組みたいということでございます。それと、保険税の収納率を、現年度分を96%、滞納繰越分を25%を目指していきたいと。既存の保健事業の健全化に向けた取り組みを継続して、給付の増加を抑えたいと。決算状況によっては、基金の取り崩しとか一般会計の繰り入れというようなことで赤字を解消できたらなということでございます。それと、国保の広域化の状況を考慮しまして、30年度以降に再度見直しを行うというような予定でございます。

このようなことから、今年度、28年3月9日時点の決算見込みと広域化の今後のスケジュールなどを、続いてちょっと、新たに資料を配付させていただきますので、それに基づいて説明させていただきたいと思っております。

(資料配付)

○介護医療課長（青山公紀） すみません。それでは、ただいまの計画の見直しを受けまして、それでは、ただいま、28年度の実際の決算見込みというのはどうなっているん

やというような状況でちょっとご説明させていただきたいと思います。

ちょっと先ほどの、この計画の中身でいく見込みと、少し最新の状況になっておりますので変わっておりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、決算見込額といたしましては、28年度の見込みということで、一番右側の枠なんですけれども、一応、歳入合計が13億3,699万647円と、歳出が13億7,887万8,348円というようなことで、収支差し引きしますと4,188万7,701円の三角、赤でございます。その次の繰上充用ということは、27年度分の繰上充用金でございます。実質、単年度の収支でいきますと1,700万余りということで、これの黒が出るかなという状況を今見込んでおります。

しかしながら、4月分、2月診療分なんですけれども、保険請求の支出額がまだやと。それと歳入の大部分を占める療養給付費等の国庫負担金、それと調整交付金の額が確定してへんということで、決算額は変わる可能性がございます。あと、29年の2月、3月の請求、いわゆる12月、1月分の診療分なんですけれども、これが少し増加傾向にあるというような状況でございます。このため、先ほどの計画に入っていた数字よりも、ちょっと赤が多くなっておるような状況でございます。12月診療分以降の保険給付に対しての国・府の財源措置については、次年度交付されるというようなことになっております。

2番目の保険税につきましては、保険税の収納状況でございますけれども、28年度見込み、右側でございます。現年分でいきますと、今のところ調定額2億5,500万余りということでございます。それに対して収納、見込みなんですけれども2億4,400万余りということで、大体収納率95%を超えるかなという状況でございます。滞納につきましても、4,870万余りの調定額に対しまして、収納額が1,000万余りという状況でございまして、約21%という状況でございます。

その下が、前年対比ということでさせていただいております。現年度分につきましては、やはりちょっとマイナス0.24%ということで、少し落ちているような状況でございます。滞納につきましては、27年度分に大口の滞納整理がございましたので、10%余り、約9%分落ちていくような状況となっておりますのでございます。

続きまして、次のページ、裏側なんですけれども、3の保険給付につきましては、いわゆる療養給付費と高額療養分でございます。平成28年度の見込みは一番右側の枠でございます。

28年度の療養給付費は、前年度からいきますと約200万円減少、平均の月額です

ね。大体27年度と比べると、27年度が5,900万余りで、28年度が5,700万ということで、月平均にしますと約200万落ちておりますけれども、先ほども言いました2月、3月分の請求が増加やというようなことで、そして4月請求が未定やというような状況でございます。

高額療養費につきましては、療養給付費が減少傾向にはあるものの、やっぱり前年度から微増となっておりますような状況でございます。28年度全体的にいけますと、高額な新薬の影響等によって高額な調剤、件数と費用額が増加しておる状況でございます。

その他の状況としましては、28年度に税率を改定し、約1,500万の保険税増額を見込んでおりましたけれども、前年度からの被保険者数と国保世帯数が減少しているというようなことで、1,500万までの増額とは至ってない状況でございます。

また、下の表のとおり、被保険者数とか国保世帯数が減少しているものの、1人当たりの医療費が増加しており、給付費はそれほど大きな減少とはなっていない状況でございます。

そのような中で、28年度の決算見込額において約1,700万円の単年度黒字を見込むということで、その原因としましては、共同事業の交付金が拠出金を上回った、約2,000万ほど上回るというような状況でございますので、そのあたりで単年度に對しましては黒が出るのかなと分析しているところでございます。

それとあわせて、先ほどの30年度広域化ということで、最後に1枚物の、ちょっとわかりにくい表になっておりますけれども、つけさせていただいておりますので、ここについてご説明をさせていただきたいと思っております。

一応、国保の広域化のスケジュールにつきましては、今月、来週あたりですかね、基本的な考え方をまとめられて報告・協議する会議が予定されております。今後につきましては、この表でいくと、新年度に入りますと、まず、国のほうにおきましては、国から条例などの参考例示などあって、27年度の医療費やその伸び、被保険者数、所得状況などを用いてテスト施行されたものに、3月に考え方を示される考え方などを踏まえて、保険料と保険料率の試算の結果が公表される予定になっております。それが大体5月から6月ぐらいにかけてでございます。

7月ごろには、国からの納付金の算定に向けた考え方を提示されまして、8月、9月につきましては、その算定システムの今度確定版が配布されるような予定となっております。このシステムによって1回目の本算定を行い、10月ぐらいには公表される予定ということでございます。10月ごろに、今度は納付金とか補助金とか交付金などの算

定をする仮の係数が国により示されます。これにおきまして京都府、市町村なりがいろいろ、どれだけ入ってくるだけの保険料が必要かなどを詰めていくという状況でございます。

それで、11月初めごろに2回目の本算定を行うというような予定になっております。その後、12月に納付金とか補助金などの算定をする本試算の確定の係数を、大体12月末ぐらいに国から京都府に示されるような予定でございます。それで1月に最終試算を行うというような国と京都府の主な流れでございます。

その間、京都府におきましては、この真ん中にありますように、運営協議会を設置して、その中で議論、意見紹介などをされ、実質的に納付金等に係る検討・調整に入られるということでございます。それが大体4月、5月末ごろまでの状況でございます。

京都府におきましては、7月ごろから、また10月ぐらいにつきましては、国から納付金の算定、先ほど言っておりました係数とかいうのに基づきまして純資産の調整に入られるということでございます。そういったもろもろを経て、大体、京都府では11月ごろに広域連合としての運営方針、この運営協議会で広域連合としてやっていくという運営方針を決定される予定でございます。それで京都府の議会で12月の報告とか条例改正等を上げられるような予定になっております。それで1月初めには納付金の確定ということで、市町村におりてくるような状況になるかと思えます。

町におきましては、一応、通常でしたら大体7月ぐらいにこの運営協議会を、7月と、あと年明けに2回ぐらい開催させていただいておるんですけども、同じく29年度におきましても、通常の運営協議会を7月ぐらいに開催させていただいて、その中で仮試算や基本的な考え方などを報告、説明、協議してもらい、それで10月、11月ぐらいにかけて2回ほど、また具体的な納付金の関係がいろいろ出てきますので、そのあたりを協議していただきまして、最終1月、そして遅くとも2月の頭には協議会で答申をいただくというような状況で、今後の国保の広域化に向けて流れていくということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。これ、相変わらず国保はずっと赤字が続いているということで、これ健全化ということで、ずっといろいろシミュレーションというんですか、されて、将来の予想図も含めて提示されているんですが、なかなか黒字化を図るのは難しいような状況です。これ、広域化のことについては、また後でお聞きしたいと思うん

ですけれども、この計画の見直しですね、ここで、この過去の数字がこれ、実績ですの
であれなんです、7ページに健全化計画に向けた取り組み強化ということで、保険税
の収納額の確保、それから保険給付の増加の抑制ということがこうやって書かれて、こ
れも当然のことなんですけれども、実際に先ほどのこのデータを見ましても、滞納に対
する徴収率がこれ悪なっていますよね。それで、何か相反したような記述、こういう実
績から見ると。そのあたりはどういうふうにまず考えておられるのかということちょ
っとお聞きします。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 収納率につきましては、やはりなかなか、95を超えてく
る状況になりますと、その先、1%上げるといのは厳しい状況でございます。特に滞
納の関係で、先ほども言いましたけれども、やっぱり毎年収納額が変動したり、今年度
ですと27と28を比べますと見込みとしましては10%弱ぐらいは落ちてくる。やっ
ぱりそのときの状況によりまして、なかなか収納できないというところがございます。

あと、通常の前年度分等につきましても、言い方がちょっと悪いんですけれども、同
じ方が滞納されてくるというような状況が多く見られるので、その方の状況を埋めてい
こうとすると、なかなか徴収率が上がってこないというような状況でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 見方を変えて、それじゃ、あれなんですけれども、ここ2年ぐら
いの短期証の発行の状況、件数はどうですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） ことしでいきますと、大体100件ぐらいの世帯へ短期証
を発行しています。人数的に146人ぐらいたと思っています。

○委員（原田周一） ことしが146人ということですか。

○介護医療課長（青山公紀） はい。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 従来は100件ぐらい。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、申しわけございません。従来につきましては、
同じぐらいの状況でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） すみません、ちょっと私、よう理解できなくて。短期証の発行その

ものは変わっていない。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） これまでと変わっておりません。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） それで収納率は落ちているということの理解でいいんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい、そういうことでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） この国保のほうも税機構のほうでの徴収やと思うんですけども、それで、税機構に移管しても、移管してからは、私は徴収率はもっと上がっているやというふうに、町税なんかは実際に徴収率上がっていますよね。そういうふうに理解していたんですけども、そうではないんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 徴収率につきましては、やはり税機構のほうには、当該年度でいきますと、翌年度、催促を出した次の日に税機構に移管されて、税機構のほうに任すというような状況になります。ただし、町にもいろいろと要請等ございますので、双方連携しながらやっておるところでございますけれども、一旦やはり税機構にいきますと、税機構は基本的には結構、義務的に、事務的に滞納の整備に努められるんですけども、やはりその方の徴収、その方の資産とかいろんな状況を考慮して、なかなか取れない状況もありますので、一概に上がる、以前よりは上がっておると思うんですけども、なかなかそれ以上、今の95とかという状況以上にはなかなか上がっていかない状況でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） それと、これ見込みのところ、今いただいた、きょうのこの資料の最後のところの加入率というんですか、国保の。これを見ていると、当然人口減少とともに減っている、これはいいんですけども、加入率も落ちていっている。だけど実際にこの加入されている方が、高齢者とか、極端に言ったら年金生活者みたいな感じを私は受けるんです。恐らく今後も、このままの状態ですと、そういった意味では、なかなかそういう国保税というものが払えないような人がふえてくるんじゃないかというちょっと懸念を持っているんです。そうすると、ますます、これまた悪循環で赤字が膨らむということがあって、ここで最後ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど、

この広域化に向けてご説明があったんですけれども、最終これ、30年ぐらいに保険料率なんかが決まってということのスケジュールの説明があったんですけれども、実際に、例えばこれ、政令都市は入らないんですよ。例えば京都市なんかは、ここに。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、京都市さんも入られます。

○委員（原田周一） この中に入るわけですか。

○介護医療課長（青山公紀） はい。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 京都市も入る、ここに一緒に入ってやられるということは、京都市なんかは若い人が、まだ少し、若干多いんでどうかなと思うんですけれども、特に、例えば京都府の北部と、それから南部といくと、結構この国保の赤字とか何とかというのが、やっぱり数字が違っていたと思うんです。そういったものが今度は一緒くたになると、何か私は、逆にここで、このままでいくと、かえて今より国保税そのものが上がるんじゃないかという懸念を以前からずっとしてしまっていて、以前も委員会で質問させていただいたことがあるんですけれども、そのあたりの見込みとかシミュレーション的なものというのは、何かされているんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） ちょっとまだ公表とかはされておらないんですけれども、一応、このテスト用の、そのシステムが動くかどうかも含めてやるときに、その大まかなところで概算されたものにつきましては、ただいまおっしゃっていただきました国保というのはやはり構造的な問題があって、なかなか医療費が減らないような状況になるかと思うんで、当然ながら多分国保は改定すると上がってくるような状況になるかと思っておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 実質、こうやって参画して、こういう議会に参画して、上がった。これはもう決められたこと、やむを得ないやということになると、それじゃなかなか住民さんの納得性を得られない。当然、課長は、こういったところの会議に、どんどん参画される場所が今後も出てくると思うんで、ほかの市町村の取り組み状況ですね、その努力されている、黒字化、健全化のために、どこの市町でも必死になってやられていると思うんですけれども、我々、本町においても、より以上そういうことをやっているということと同時によそにも訴えて、少しでも保険料そのものを下げていく、そうい

った発言をどんどん行動として起こしてもらわんと、なかなか住民さんに対して、今後、年金生活者が多い世の中で大変やと思うんです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） やはり、ただいま議員さんおっしゃっていただいておりますとおり、この広域化につきましては、どこにメリットがあるんやというようなところは、住民さんになかなか見えてこないというような状況がございます。そのため、今おっしゃっていただきましたような健康事業とか保険事業を踏まえて、そのあたりをPRして行って、やはり保険料を下げる、下げるというか、抑制するというような意味合いでいろいろ啓発・広報等もしていきたいと思っております。

それで、29年度の予算の中でも、ちょっと保険事業、一応、ことし啓発で垂れ幕をちょっと役場かどこかにいただいて、例えば検診を受けましょうとかいうような形の啓発とかをちょっと考えておまして、そういうのもやっていく中で住民さんに周知をしていきたいと思っています。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は、はっきり言って、広域化に参画するのは別に反対でも賛成でもないんですが、要は、今までは本町独自でいろいろやっていたことを、今度広域化に参画すると。そうなると、何のために参画するんやと、住民さんに対する理由づけが要るわけですね。そこでメリットがなかったら、説明としてだめやと思うんです。だから、そのあたりをしっかりとメリット出せるような方向で今後動いていただきたいということの要望だけで結構です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、原田委員がおっしゃったことも、ちょっと重複するんですけども、まず、今の関連で広域化についてですけども、京都府が納付金等に係る実質的な検討・調整をして、宇治田原町の納付金、標準保険料率を算出するわけですね。宇治田原町を含めたほかの市町村のね。その試算結果を踏まえて決定をされて、それが宇治田原町におりてくるということになると思うんですけども、その保険料の算出に当たってなんです、これ、どうしても上がるというなお話がありましたけれども、これ、国が広域化をずっと進めてきて、そのかわりお金を上げますよと、国からの支援金がかかり入りましたね。それでも、それを入れても上がると、そういうことなんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） そのあたり、まだ、当初、国のほうにおきましては、国全体で3,400億円導入すると。それで、そのうち1,700億円については各都道府県に配分されたというような状況でございます。それでいいますと、うちの保険料で考えますと、大体4,000円から5,000円ぐらいおさまっている。給付費がおさまっているというような状況になります。あとの約1,400億円については、まだここにシミュレーション、今のこのシステムに出た試算のときにはまだ入っておりませんので、そのあたり上がるかどうかは、ちょっと今のところまだはっきりとは申し上げられない状況でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そこはやっぱり上がらないように、さっき原田委員もおっしゃいましたけれども、広域化することのメリットとして、保険料が上がったら本当にメリットないと思うので、私は広域化には反対ですけれども、住民さんのこの間の引き上げ、本当に負担増が生活を厳しくしているという現状もある中で、さらに上がるということになれば、本当にそれこそ滞納もふえていくと思いますよ。払えない人が続出するというのも思いますので、そこは国に対してもしっかりと意見を言っていたきたいと思います。

それで、その保険料の算出、町が算出をする際に、今現在でしたら保険料が上がらないようにということで抑制をするということで、28年度についても別途1,500万一般会計から繰り入れていただきましたね。それ以外にも一般会計からの繰り入れ、何点かあります。例えば子どもの医療費の町独自の分とか、それは町の施策やいうことで、一繰で賄っているという部分があると思うんですけれども、そういうことが広域化になったときにできるのかどうか、その点をお聞きします。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 広域化になれば、いわゆる一般会計の繰入金はなくなるということでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） なくなるというのは、できないということですか、しても構わないけれどもしないということですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、申しわけございません。できないということ

でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そしたら、もう絶対上がるじゃないですか、宇治田原町の保険料。こんなことで、はい、そうですかとは、やはり言えませんわ。それが1つです。一繰ができるように、そこも、ほかの市町村でも同じやと思うんですけども、その辺も含めて国にもしっかりと物を言っていたきたいと思います。

それと、1人当たりの医療費がふえていると。医療が高度になったと、薬の問題もおっしゃいましたけれども、そんなのどこも一緒ですよ。どこの市町村も一緒。以前の資料をちょっと記憶しているんですけども、宇治田原町は1人当たりの医療費が高かった、1件当たりの医療費が結構高かったと思うんですね、ほかの市町に比べて。その辺はどのように分析をされておりますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） やはり、委員おっしゃっていただいておりますように、医療費、例えば脳血管疾患とか、いわゆる糖尿系の病気やとか、そういったところがやっぱり人口的には多いというようなことで、高いという分析をしているところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そういう分析のもとに、この健全化計画を立てていただいているかと思うんです。例えば、7ページの(3)ですね、保健事業の推進ということで、透析の方が多からということもあって、こういう腎機能の低下に着目した保健指導とか、生活習慣の改善支援とか、こういうことをやられているかと思うんですが、28年度、実質の単年度でいきますと黒字になったと。それは当たり前ですよ、保険料を上げたんやから。かなりの引き上げでした。1人当たり約6,000円、1世帯でいくと1万円を超える負担増が強いられて、黒字になるのは私は当たり前やというふうに思っております。反面、保険給付費は大きく減少していないというようなご報告もありました。それということは、この健全化計画が本当に功を奏しているのかどうか、その辺が非常に疑問なんです。改定、改定ということで少しずつ改定をされておりますけれども、それが本当に医療費の削減につながっていないんじゃないかと、この結果から見て思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） やはりいろいろ、ただいまおっしゃっていただきました腎

機能の低下とか、健康意識の啓発ということで、元気な方に対してもいろいろ家を回りながら啓発とかもさせていただいておるところでございますが、やはりなかなか医療費がおさまらない。それには、やっぱり医療が高度化するとか、やっぱり重病人が多いというようなことでいきますと、年間1人1,000万とかいうような状況も極端に言えば出てくるというようなことでございますので、なかなかそこらあたりが、計画をさせていただいて、抑制というようなところにつながってこないというようなところで、やっぱり長い視点で見なければならぬところもあるかなと思っておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 確かに長い視点で見なあかんというのはわかるんですけども、これ、もう健全化計画立てて何年ですか。長野県が、視察にも行きましたけれども、非常にどこの市町でも医療費が非常に低いということで、10年間の取り組みでそういうふうになってきたというふうにおっしゃっていました。啓発も確かに大事やと思います。住民一人一人の意識の改革というのは大事やと思いますけれども、私はそんなん、啓発看板つくったぐらいで住民の意識は変わらないと思いますよ。やはり、私は、もっと町を挙げて、町内のお医者さん等にも協力をいただいて、どうしたら病気にならない、健康で過ごせるのかというあたりを、ほんまに全町を挙げて取り組む必要があるというふうにもいつも言っているんですけども、なかなか、取り組みはいろいろしていただいていますけれども、私はやっぱり規模が小さい、全町民を対象としていないというふうに思うので、ちょっとその辺はしっかりと健全化計画の中でもっと練っていただきたいし、もっといろんなアイデアを出していただきたい。それは先進地なんかも十分に検証もしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それと最後に1点だけ、7ページの短期証・資格証明書の交付ということで、短期証はそれほど変わっていないというお話がさっきありました。資格証明書の交付ですが、宇治田原町はこれまで資格証明書を発行されてまいりませんでした。その理由は、資格証明書を発行しても収納率の向上には余りに立たないというのが理由だったと思います。今回、悪質と認められる滞納世帯に対してということで交付をしていくということが書かれています、この悪質かどうかというのは、誰が、どこで、どう判断するんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 基本的には町で判断させていただく、担当課で判断させて

いただくことになろうかと思えます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） どう判断するんですか。悪質なのかどうかというのは、何が基準なんですか。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 例えば、その方に資産等があるとか、あと、そういう状況も勘案させていただいて、例えば持っけていても1年以上とか、2年以上とかといったところで、この人はどう見ても納められる。例えば年金もらっておられる方とかやったら、結構企業年金とかもらっておられる方につきましては、たくさん入っているような状況もございます。そういったにもかかわらず納めていただけないという状況になれば、短期証の発行もあるかなと考えておるところでございます。すみません、資格証明書の発行です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 税機構でもいつも言わはるんですよ。払えない人と、払わない人をしっかりと見きわめてと言わはるんですけれども、明らかに悪質やというふうに分かれば、それは誰が見ても悪質やとわかればいいですけれども、こんなことが本当に町で判断できるのかどうか、私は非常に疑問です。資格証明書については本当に慎重に、できれば発行はしないほうが私はいいと思っているんですが、本当に慎重にするならやっていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑は。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 概要の9ページの最後のほうなんですけれども、累積赤字については、保険料に上乘せするか、または一般会計繰入という、またはという表記になっていて非常にわかりにくい点がある。そこらの方向性の問題と、仮に保険料を上乘せするんやったら、歳入と累積赤字から考えて3%ぐらい、ざっとなるのかなと思ったりしていますが、そこら辺の考え方というか、方向性だけ。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 一応、30年度以降につきましては、京都府が示してくる基本的な、標準的な保険料率ということがありますので、それを参考にしまして町で保険料を決めさせていただくということになるんですけれども、一応そのため、29年度までには、また来年度末、今ごろにつきましては、新たな保険料、上がるにしても、下がるにしても、改定はさせていただかなくてはならないと。ただし、その累積赤字が出

てくるものに対しましては、今後、広域連合にいきますと、翌年度にまた保険料を、それだけ、足らん分を上乗せさせていただいて保険料を取らせていただくというような状況になります。先ほど言いました状況では、一般会計の繰り入れにつきましては、30年以降はなくなるということで、今まで抱えている、これまで、今抱えている5,900万に対しての繰り入れはオーケーですけれども、それ以後につきましては基本的には一般会計に繰り入れないというような状況で、そういう形で進めさせていただくことになろうかと思えます。

かなり大きい保険料の改正につきましては、基本的にそれは毎年上げてもいいんですけども、毎年、毎年というのはなかなか、そこまでは難しい状況かなと思えますので、そのあたりはそのときの状況を見ながら改定させていただくというようなことになると思えます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 保険加入率が田原でいったら少なくなっていく中で、一般会計の繰り入れと保険料の割合を把握すると、両方、双方、お互いに連携しながらという理解でいいのか、それとも一般会計からの繰り入れで全て賄うのか、保険料の改定で賄うのか、どちらかの方向性にも、もう少し詳しくお願いします。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません、30年度以降につきましては、基本的には現状の改定なりになってくると思えます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） じゃ、来年度は一般会計の繰り入れができる可能性があるということですね。

○委員長（谷口 整） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） はい、そうでございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 少しは繰り入れのほうがあいまいかなと思ったりしますので、そこら辺はお願いだけにしておきます。また、ぜひよろしく、しっかりお願いします。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて介護医療課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の平成29年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、健康児童課所管の事項について報告させていただきます。

まず、1枚物の平成29年度宇治田原町立保育所入所申込み状況についての資料をごらんください。

こちらのほう、29年度に向けて入所の事務を進めておりましたが、29年度の状況としまして、合計で190名の入所の申し込みを3月1日現在で受けております。また追加でまだ問い合わせ等はいただいておりますので、数名の増があるかを見込んでおります。

参考に28年度の状況をつけております。昨年度は4月1日の現在で194名で、今、3月現在で205名までの入所を受けております。来年度に向けましては、こういった状況で進めており、今、現段階で入所の希望の方は全て入っていただけるという状況です。説明は以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 29年度ですけれども、これクラスは何クラスずつになるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） クラス数に関しましては従前と同じですが、予定としまして、ゼロ歳児は1クラス、1歳児は1、2と分ける予定としております。2歳児も同じくで、3・4・5の幼児クラスも全て2クラスずつの配置としております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） ゼロ歳児、今回6人ということで、いつも途中入所がゼロ歳児はかなり多いかと思うんですが、その場合に、新しく増築もあるということなので、ふえても対応ができるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 昨年度、少しゼロ歳児で非常に厳しい状況になりましたのが、昨年度というか28年度に関しましては、見ていただいていた資料でも2歳児が非常に多かったというところで、部屋の配置を2歳児さんを全て受け入れるために工夫したところがありました。それによってゼロ歳児さんの影響も少なからずあったのです。

が、今年度に関しましては、ゼロ歳児に予定している部屋に関しまして、15名までは受け入れられるという状況にはなっておりますので、その配置ぐあいも、15名全てそこで受けるか、また、後ほど説明します一時保育施設のほうでのフリールームも確保しておりますので、そういうようなものも活用しながら対応できるかと考えております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、国の制度改正による平成29年度保育料の軽減について説明を求めます。

立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 続きまして、1枚物の両面刷りの国の制度改正による平成29年度保育料の軽減についての資料をごらんください。

こちらのほうは、国からも随時進めております幼児教育の無償化への取り組みの来年度の取り組みとして予定されている内容をご報告いたします。今現在では、国のほうの改正内容もあくまで案であるということで報告を受けておりますので、まだ内容の変更がある可能性があるということを聞いております。今現在でわかっている内容を、本町のほうに変更を反映させた場合の状況についてご報告いたします。

まず、1つ目、国のほうでは、市町村民税の非課税世帯の第2子保育料の無償化を検討しております。こちらのほうは、既に今、市町村民税非課税世帯、階層でいうと2階層になります。第2子の保育料は今現在の28年度の状況では半額としておりましたが、さらにそちらの軽減を拡充しまして無料とするものです。第3子以降に関しましては、既に無料となっております。

本町の場合でいいますと、2号認定は4,200円、3号認定は6,300円となっております。こちらのほう、ちょっと裏面に今現在の保育料表をつけておりますが、2階層のその4,200円と6,300円という部分の金額を使うのが第1子のみとなりまして、第2子が今現在半額のところを無料、第3子以降も既に無料ですので、第1子のみの金額がその4,200円と6,300円になるということになります。また、ひとり親世帯等は、もう既に全ての年齢層の方、第1子、第3子かかわらず無料となっております。

2つ目、もう一つの軽減としまして、ひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充する予定となっております。ひとり親世帯、ひとり親等と在宅障がい児（者）のいる世帯となります。こちらのほうは、今、もともと第2階層は全てゼロということになっており

ます。また、第3階層と第4階層の一部、年収約360万円未満相当の世帯については、第1子は半額、第2子以降は無料とされておりました。その内容をさらに拡充されまして、第1子の保育料、半額なんですけれども、それを第2階層の第1子の金額ですね、先ほど報告しました金額までに軽減するという国の方ではしております。

表面に国の標準額の抜粋としておりますのが、国でいいますところの階層の金額ですと、第3階層と第4階層の一部、第3階層の2号認定、保育標準時間で見ますと7,750円となっておりますのが、これが国でいうところの半額になります。半額の金額が6,000円まで下げると。この7,750円といいますのが、1万6,500円から、国の方は第3階層は1,000円引かれたものがひとり親世帯の金額となっておりますので、1万5,500円の半額となっております。それを国が、今、半額としていた7,750円から左側ずつの各それぞれの金額を、第2階層の第1子の金額まで下げるという状況です。あわせて、昨年、28年度に4階層の一部を半額としていた部分を、同じく第2階層の金額まで下げるということになります。ですので4階層の一部までのところは、かなりの負担の軽減に係るという状況になっております。

裏面に参りまして、それを本町で置きかえた場合で見ますと、同じく第3階層と第4階層の一部までを第2階層の金額まで置きかえられるものと思っております。ただ、本町の場合は、第3階層の3号認定、3歳未満さんの金額につきましては、既に半額とした場合の金額が6,100円と6,050円となっており、第2階層の第1子さんの金額よりも低い額となっております。これに関しましては、本町の場合は、従前より国が定めていましたひとり親世帯の軽減は、国の場合は第3階層のみで、通常のコストより1,000円引いていただけなんですけれども、本町の階層に関しましては、もともと国の金額から全ての保育料が7割軽減かかっております。さらに7割軽減から1,000円引きではなくて、掛ける0.9ということで、さらに1割軽減をかけたものを全ての階層でひとり親等の世帯にはかけておりました。

そういったことから、前年度の国の改正で半額としたときに、半額になった際に、もう既に第2階層の一般世帯の階層のコストよりも低くなっておりましたので、こちらに関しては据え置きとさせていただいて、それ以外の階層に関しましては国どおり、本町の第2階層のコストに合わせた分までの軽減ということで、国の内容を反映してはどうかと考えております。まだ国の方の内容が全て固まっておられませんので、固まり次第、対応させていただきたいと思っております。説明は以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、一時保育施設設計の進捗状況について説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） そうしましたら、続きまして、一時保育施設設計の進捗状況についてということで、こちらのほうは工程表と配置図、立面図、平面図をあわせてつけた資料をごらんください。これに関しましては、12月の補正予算に、来年度予定しております一時保育施設の設計費用を計上させていただきまして、今、随時、設計のほうを進めております。その内容でご報告できるものを、今、固まった内容についてご報告させていただきたいと思っております。

予定しておりましたとおり、保育所の敷地内で、場所のほうに関しまして、随時、今、検討を進めておりますと報告しておりましたが、今の検討の中で、配置図のほうをごらんください。そちらの今現在、駐車場となっている場所に建設を予定しております。

面積としましては、130平米ということで予算のほうで計上させていただいておりましたが、建築面積127.79平米、床面積124.48平米で設計を進めております。

内容は、予定どおり木造平屋建て、一時保育室を2室、フリールームとしておりました、保育室として利用可能なように2室を追加で整備しております。また、児童用のトイレ、お手洗い、便所と、大人用の便所、必要な調乳室等の機能は全て備えております。

立面図と平面図をまたつけておりますので、平面図を見ていただきましたら、そのような正方形に近い形で配置しております。配置のほうをごらんいただきましたら、今現在、保育所のほうはセキュリティのロックのかかる扉を、建物側に向けて、東側に向いてつけております扉を、校庭というか園庭側に移動しまして、新しく建てる建物と全ての敷地を込みでロックがかかるような形で、警備のかかる扉を移動する予定としております。

また、かねてからちょっといろいろご意見いただいております園児の通路としまして、安全な状況を確認できるように、今度建てる建物に沿って少し歩けるようなグリーンベルト等を整備しまして、歩道としてこちらを、朝、登園されれば歩いてくださいというような形でわかりやすいように配置をしております。また、それに伴いましてフェンスの移動をかせさせていただくと、車両の入り口としておりましたところが、通常の一般的に人の入り口になりますので、車両の入り口は齋田神社側に移動しまして、入

っていただいたら真っすぐ見える範囲が全て駐車場というふうになります。配置について、内容については、その図面のとおりとなっております。

また、今後の予定としまして、今現在、あくまで設計をする中で検討している内容です。実際のところは新年度の予算のこういうことにかかわる部分ではございますが、今現在進めておる内容では、3月中旬から末には設計を完了しまして、建築確認の申請を予定しております。4月上旬以降で、現在の状況では入札の準備、下旬には入札をかけ、5月上旬には契約・着工を済ませて、9月末には工事を完了し、10月から利用開始ができればということで予定しております。

今現在、今年度の予算の中で進める範囲でご報告できる内容は以上のとおりです。説明は以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 駐車場に建てるということで、駐車台数が、この分では例えば10台ぐらい減るんだと思うんですが、これ一般質問でも言いましたけれども、職員の駐車場を別途確保するというようなご答弁もいただいております。職員の、先生方の車が別のところに移動すれば、差し引きして保護者の方がとめられる駐車スペースというのは、増減としてはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 教育課と共同で借りる予定としておるところが20台は確保できると予定しております。つぶれる場所としましても、16台ほどがつぶれるのかなということで検討しておりますので、およそ大きくふえるということはないかと思うんですが、今までも入っていただいて、かなり奥のほうは見えないので空いている状況でもあったところが、全て見通しもよくなるというところもありますし、ちょっと工事期間中だけは十分気をつけてというところの配慮はさせていただきますが、ある一定、今までの混雑は何とか解消できるのではというふうに考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。それと、これ、基本は園庭を通るということではないんですか。ちょっと、ごめんなさい、よくわからなくて。園児・職員出入り口って真ん中のほうにありますね。ここに入って、どう行くんですかね。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） これは、車の出入り口から見渡して、齋田神社側寄りには車

は全てとめるような形になります。お子さんと保護者さんは、園庭側に歩く道を確保しますので、朝の混雑時のみは、今もふだんは閉めておりますが、何かあったときに開けておりますところを、朝の混雑時の様子を見まして、そこも開けられるようにはしたいと考えております。

ただ、通常に関しましては、園庭に沿ったそのグリーンベルトを通過いただきまして、さらに新しく建物を建てる場所も沿って、最終、出入り口のところに来ていただいて入っていただく。その間は、歩行者とお母さんが歩いていただくところには車は、一番フェンス寄りに歩くので、今よりはかなり安全は確保できるのかなと思っております。最終、園庭を曲がったところでは、駐車区域として車椅子用の駐車区域の後ろ側を通りますので、車が直接行き来する場所を比較的通らずに、最終的な出入り口までは行ける状況は確保できるかと考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） はい、わかりました。駐車場の安全対策ということでは、この間もお願いをしておりましたので、グリーンベルトも引いていただけるということになりましたので、その辺は大丈夫かなと思いますが、工事期間中の出入りはどうなるのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 工事期間中におきましても、今の建築予定の部分はふさいでしまつて通れなくするというところでさせていただこうと考えております。今、完成と同じような状況で、今、車椅子の配置区間からは、覆いというか、フェンス等何らかの手段をとりまして、工事車両もその中で対応できるように考えておまして、保護者の皆さんは新しくできる出入り口から入っていただくということで予定は進めております。また、その間は少し園庭のほうを幾らか使うような、工程の中で出てくると思いますが、安全面を配慮してできるだけ混乱のないように。また職員駐車場のほうも、4月からプラス20台を確保できますので、職員側もそちらに移って配慮させていただこうと思っております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） これにて健康児童課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

す。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後1時30分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

学校教育課所管の学園愛称の決定について説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） ご苦労さまでございます。

それでは、まず最初に、学園愛称の決定につきましてご説明申し上げます。

学園愛称につきましては、ことし1月に別添のチラシ、資料の2枚目でございますが、チラシを『町民の窓』、また、小・中学校を通じまして児童・生徒、保護者の皆様、住民の皆様方に募集の呼びかけをさせていただきました。その結果、総数といたしまして269通、同一の名称がございましたので、73点の応募をいただきました。

小中一貫教育推進協議会で、募集時期、方法、これまでの取り組みを進めていただけてきた関係もございまして、推進協議会委員13名の皆様方に1人5点までの選定をしていただきました。その結果、17点まで絞っていただいたところでございます。

その17点につきまして、3月6日に開催いただきました小中一貫教育学園愛称選考委員会、構成メンバーといたしましては、副町長を委員長としまして、正副区長会長、教育長、教育委員4名、小中一貫教育推進協議会の会長、PTA連絡協議会の代表の方、合計10名で選定をしていただいたところでございます。

議論、意見交換していただき、満場一致で維孝館学園に決定していただきました。新年度からは、3小・中学校を一つの学園、維孝館学園としてスタートしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 愛称問題に関係する質問なんですけれども、維孝館学園ということで、町民の方々、保護者さん等々に発表はされるわけなんですけれども、現在進めておられる一貫教育の愛称という、その部分で維孝館学園になったと思いますが、一般質問でも、施設の方向性については3月中で報告をさせていただきたいというご答弁等々がございましたが、昨日、教育委員会があつて、中身に出た内容等、少し報告をしていただければ

ばと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 昨日の教育委員会につきましては、教育委員会におきましての議論の一定取りまとめをさせていただいたところでございます。

それにつきましては、今の予定でございますけれども、議会の最終日、29日の全員協議会の場におきましてご説明をさせていただきたいという形で予定してございます。

以上でございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 現在の段階では、報告ができないということによかったですね。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 報告につきましては、全員協議会の場という形で考えておりますので、この場での説明は差し控えたいということで考えてございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 議員さんの方々から、私、きのう出席していなかったのですが、一応話の中身をお聞きしていると、方向性は一体型の方向性でいくと。いつからという期限については明言をしなかったとおっしゃっていますが、それでよろしいんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 昨日の教育委員会の会議の場では、一定の方向性について整理させていただきましたけれども、最終取りまとめというところにつきましては、再度事務局のほうで持ち帰りまして精査させていただくという形で委員会のほうの注力でございますので、詳細につきましてはこの場では差し控えたいというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先日の一般質問でも谷口委員長さんからご質問がございましたけれども、この間、あり方検討会をずっとされておられて、今回の最終日に報告をされるということで、私の質問の中でも、施設等々の問題については、仮に財源等々で問題があるならばという質問を町長にさせていただきまして、それについては、仮に財源の問題があるのならば、町長はそれを問題にしないというふうにご答弁いただいたところでございます。

最終日に全員協議会で報告をしていただけるということなので、そのときまで待たな

ければならないのかなと思いますが、それ以降、文厚の委員会をまた開催していただき報告をしていただけるということで、それでいいんですね。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 29日の最終日に一定の方向性についてご説明をさせていただき、新年度以降になりましても、引き続きこの問題につきましては継続して、この場、また全員協議会等々の場におきまして、議会のほうには適宜ご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） しつこいようですけれども、仮に今回の質問でも、皆さん、質問ありましたように、学校トイレの洋式化等々、黒川部長のほうからも、あり方検討会の中で、これからの方向性を決めてからというお話、そういう内容のお話があったと思いますけれども、それについては、保護者の方々、子どもたち、当然、洋式化を望んでおりますので、そういうあり方の方向性が決まった上で、すぐに対応できるものはすぐしていただきたいと。仮に一体型を先延ばしするのであったら、洋式化なんかはすぐしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 一般質問でもご答弁させていただきましたけれども、トイレにつきましては、施設のあり方とあわせまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） なかなか、最終日ということなんで、きょうはちょっとお話がかみ合わないので、それまで待つということで、とりあえずスピーディーにやっていただきたいというふうに、スピーディーというか、結論を決めたら、先延ばししないで、できるだけ早いことやっていくほうが僕はいいんじゃないかなと思います。すみません、ありがとうございました。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑は。原田委員。

○委員（原田周一） 今回、愛称が決定されたというご報告です。

施設のことについては、今、馬場委員からいろいろあったんですが、先日の一般質問の中でも成績のことがあって、全国学力テストの8項目中、1つだけが全国を上回って、あと7項目は下回っているということなんですけど、この愛称についても、もともと、もう7年ぐらいになりますか、連携の議論から始まって、一貫ということですとこま

で来たんですけどね、私は、今回発表された成績と今までやってきた議論とが、何か相関があるような気がしてしょうがない。

というのは、教職員もそこに小中一貫のことを進めるに当たって精力を突っ込んで、結局、教育という部分が何か、手を抜くと言ったらおかしいですけども、そういうような形で成績が下がったのではないかというふうに私は感じているんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 原田委員さんの感想なのかなということで、私どもはそういうふうには認識はしてございません。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 教育長のほうは、学校の経験者というんですか、教師経験者でもあって、ずっとこの問題は教員の時代からいろいろかかわってこられたと思うんです。そういった面で、相当多くの時間をこの問題、議論の中で割かれてきたと思うんですけども、今と同じような質問ですけども、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） この問題において、学力がどうやというのはないと思います。

というのも、昨年度の部分の地域報告会でご報告させていただいたとおり、昨年度の全国学力・学習状況調査においては、8分の5が全国を上回っている状況であるということ、それから規範意識の醸成という面で、維孝館中学校の子どもたちがヘルメットを着用するようになってきていること、そういう面も含めて、子どもたちの学力、また規範意識を教職員のほうは一生懸命つけるために頑張ってきているので、原田委員のおっしゃることについては該当していないというふうに捉えております。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は、逆に、この間の報告を聞いていまして、今回、この学校の名前、これに対しては別に異論はないんですけども、むしろ父兄としたら、やはり高校が親としては目指したところへ行きたいというような思いがあるのに、何か学校の名前が変わったらもっと成績が上がるのかというような思いを持たれている父兄さんもいることは確かなんですね。

今回、長い間かかってこうやって審議されて決められたということなんですけれども、今後これによって、そういう成績という部分、学力という部分では、大分変わってくるんでしょうか、どうなんですか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） 今回の名前をつけることによって、何がどう変わるのかというご質問があったと思います。

一番大きく変わるのは、指導の重点という来年度の方向のところでも、一番上側のところに、本年度からというか、新年度から維孝館学園という一体とした名称を使って、そして小中一貫教育を進めるということを位置づけています。そのことによって、教職員の意識の向上、まず意識が変わってくると。今までは、教育委員会がそう言っているじゃなくて、今回は愛称を決めるに当たりまして、町当局、それから区長会のお世話になり、そしてPTAの皆様方のお力もおかりしながら決めてきて、町ぐるみで教育を進めるという、それにふさわしい学校づくりを教職員がしていかなあかんという意識づけが一番大きくなるというのが、僕自身の捉えている最大の成果であろうというふうに思っています。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、今の教育長の言葉を裏返して言えば、今までそういった部分の意識が教員になかったということですか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） そうではございません。一層明確になったというふうに捉えています。

○委員長（谷口 整） ほかに。今西委員。

○委員（今西久美子） この愛称なんですけど、どういうふうに使われるのか、ちょっとイメージが湧かないんです。どこで見たのか、ちょっと忘れましたが、正式名称はあくまでも宇治田原町立何とか小学校、中学校ですというふうに書かれていたと思うんですが、どういう場面でどんなふうにするのか、ちょっとその使い方を教えてもらえませんかでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 維孝館学園を頭にかぶせまして、例えば維孝館学園宇治田原町立維孝館中学校、維孝館学園宇治田原町立田原小学校、宇治田原小学校というふうな使い方をさせていただきます。

学園を、宇治田原町の小・中学校を総称する愛称といたしまして維孝館学園というものをを用いて、今後、「小中一貫教育の推進に当たりまして、維孝館学園の教育については」という形での使い方として考えているところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど、原田委員のご質問に教育長がご答弁されましたけれども、名前をつけて、教職員の意識が変わるとは、私は思えないんですね。それよりも、本当に忙しい教職員の方々に、今の小中一貫教育のいろんな取り組みが負担になっているんじゃないかなというふうには思います。これは私の意見として述べておきます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、食物アレルギー対応マニュアルの作成について説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） それでは、続きまして、食物アレルギー対応マニュアルにつきましてご説明を申し上げます。

1 枚物のペーパーと、計画の冊子をごらんいただきたいと思います。

まず、策定の目的でございますけれども、学校給食や学校生活において食物アレルギー一症状を有する児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、対象となる児童・生徒の情報を教育委員会・学校が共有し、適切な対応を図ることを目的としております。

これまでから、食物アレルギーに関しまして情報収集と、給食提供に当たってはアレルギー情報を示した原材料表、いわゆる詳細な献立表を対象の方々、子どもたちに提供する等の対応をしてきているところでございますけれども、小・中学校での統一した手続や書式、実施時期などが明確でなかったことから、策定をさせていただいたものでございます。

1 ページ開いていただきまして、目次がございます。目次をごらんください。

まず、構成のほうでございますけれども、第1章といたしまして、食物アレルギー対策といたしまして、学校における管理と指導、学校における対応、食物アレルギー対応のための基本的な手順というのを決めてございます。

第2章のほうでは、食物アレルギー発症時の対応としまして、アレルギー発症時の緊急対応、アナフィラキシー発症時の対応の流れを定めております。

そして、3小・中学校統一の様式というものを整理しております。

ページ数も、ちょっと見にくいんですけども、11ページの次のところに様式集というのがございます。その1枚めくっていただきますと、「お子様が食物アレルギーの

症状を有する保護者の対応の流れについて」というのがございます。こちらがフロー図になってございます。これにつきましては、ことし2月に小学校で開催いたしました入学説明会で、4月の入学予定児童の保護者に実際に配付させていただきました。

アレルギーの有無をまず調査し、それに基づき学校側と面談する。その後、必要であれば、医師による「学校生活管理指導表」という様式でございますが、それを作成していただき、詳細な献立表の配付対象であるかを決定し、学校・教育委員会がその情報を共有していくといった流れを示してございます。

なお、新入児童以外の在校児童につきましても、同様の流れで対応しておりまして、3月初旬現在で確認いたしましたところ、両校で約25名が調査表を提出しているということでございます。両校それぞれ25名でございます。面談を受ける中で、実対象者を精査していくことになります。

参考数字となりますけれども、本年3月現在で詳細の献立表の配付、アレルギー対応が必要、詳細な情報が必要だといった対象の方は、小・中学校合わせまして13名となっております。

次に、策定経過のほうでございませけれども、教育委員会・学校教職員・町管理栄養士により構成します作成委員会を3回、ワーキング会議を3回開催し、素案の段階で京田辺市消防本部宇治田原分署及び学校医代表の先生にも内容を確認させていただき、完成に至ったものでございます。

既に一部運用を開始してございますけれども、学校生活における食物アレルギーへの対応を万全にしたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今、「お子様が食物アレルギーの症状を有する保護者の対応の流れについて」というところをご説明いただいたんですけれども、その中で、医師の診断を受けてくださいというのが書いてあります。これは基本的に医師の診断がなければ、そういうアレルギー対策はされないという形ではよろしいんですか。申告だけで対応できるものなのか、その辺、確認をとりたいんですけれども。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） より正確な情報を把握するため、徴集するために、お医者様による意見書を添付してくださいという形をお願いしております。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 藤本委員の質問に関連するかと思いますが、ちょっと別な話になるかもしれませんが、保育所でも給食を出しておられるということで、大体、子どもさんは、小さいころに大きな病院にかかったら、アレルゲンのパッチテストをどこかでするかと思うんです。それが医師の判断のもとになるかと思います。そのパッチテストなんかの方法で、アレルゲンに対して子どもさんがどうなっているかということは、保護者の方々は把握できるかと思うんですけれども、そういうことがあるというのをご存じなかったら、子どものアレルギーを保護者の方が自覚しないでこういう場に来られると思うんですが、そこら辺の対応を少し考えたらどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 保育所のほうにつきましても、給食のほうは提供されております。

保育所につきましては、学校給食と基本的に違いますのは、除去食を保育所のほうは実施してございますので、その際に子どもさんにアレルギーがあれば、事前に当然にどれがアレルゲンなのかというのは言われておりますので、保育所のほうは、より認識は持っていて来ていただけるというふうに考えてございます。

幼稚園等になりますと、その状況、実態がわかりませんので、そういった意味も踏まえまして、新入児童に対しましては、ことしにつきましては保護者に対しまして、意識を持っていただくという形も含めましてこういう形でのご説明をさせていただいたところでございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） その対応は、もちろんすばらしい対応やと思うんですけれども、僕、お聞きしたかったのは、保護者の方々も、子どもさんのかかわり方によっては、なかなか小学校へ上がるまで子どもさん自身がどれだけアレルギーを持っているかどうか認識する機会が、確かにそういう検査を受けないとわからない部分、ふだんからそれまでの間でちょっとぶつぶつが出たとか、いろいろアレルギーの症状を起こすことがあると思うんですけれども、正式には、やっぱりそういうテストという機会があるので、そういうのを絡ませてやっていただくほうが、何となくテストの結果なんかを提出してもらうほうがいいかと思うんですけれども、そこら辺は難しいですかね、どうでしょう。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 入学時に入学時健診を教育委員会のほうでしております。その中で、お医者さんのほうから、問診という形と、聴診器を当てていただいで健診をしていただいでいますので、そのときに、「不安なことはありますか」ということの投げかけはさせていただいておるところでございます。

また、実際に25名ほどの申し出があるというふうに申しあげましたけれども、そのうち、聞いておりますと、本当に赤ちゃんの時分に発疹ができたんだというので、念のためという方がほとんどであるということで、先ほど私、両校合わせて、25名、25名で約50名、今現在、小・中学校合わせまして対象となっています13名というふうに申しあげましたけれども、かなりその辺で言いますと、保護者の方の意識は高いのかなというふうに認識してございます。

また、課題等が出てきまして、そういう検査が必要というふうになってまいりましたら、その時点でまた学校とも協議させていただいて対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 対応はしっかりお願いしたいのと、私は、例えば検査を公費ですとかじゃなくて、親御さんに、大きな病院というか、病院でそういうアレルギーに関してはテストする機会があるので、一度念のために、ご自身のお子さんがどういうアレルギーを持ってはるかかわからへんかったら、こういうテストがありますよという案内ぐらいは差し上げたらどうかなという、そういう考えのもとで質問したので、また、もし対応ができるようでしたら、ぜひやっていただくほうが安全のためにいいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑は。今西委員。

○委員（今西久美子） マニュアルの5ページ、(3)のところに、「学校給食では除去食対応は基本的に行わない」というふうにございます。承知はしているんですが、保育所では除去食で対応していると。

12月でしたか、井手町が学校給食において除去食の対応を行いたい旨の何かご答弁をされていたように記憶しているんですが、宇治田原町でこの除去食の対応というのは、学校給食の上ではやはり無理なんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今現在の体制の中では、かなり課題が多いのかなというふうに考えているところございまして、除去食までの対応はちょっと厳しいという状況にあ

るというふうに認識してございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今現在は厳しいということですがけれども、今後のこととして、どのように考えられているのか、今後もそれは厳しいのでやらないのか、何とかやれる方法でも検討したいというのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 繰り返しのになってしまいますけれども、現体制の給食センターの職員体制等々を見ますと、かなり厳しい、今現在、人員配置になってございますので、そこに新たに除去食の対応となると、現時点ではかなり厳しい。ですから、現体制が変わらない中では、ちょっと検討する余地がないのかなというふうに考えてございます。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかに質疑は。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどの説明で、このマニュアルをつくるに当たって、養護教諭とかが参画していると書かれているんですけども、お医者さんがそのメンバーに入っていない理由というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 詳細の検討の段階では、やはり現場、学校サイドの運営の中の話が非常に多うございますし、給食センター内での話が多くございました。その段階で、細かく会議を何回もしておりますので、その都度、その都度、先生に、かなりお忙しいですので、入っていただくのは負担が大きいであろうという形で考えておりました。

で、最終の取りまとめをさせていただいた段階の一つ手前の段階で、これでほぼ我々の素案的なものをつくったんですけども、どうでしょうかということで、先生のほうにはご説明に上がり、特にということで、緊急時の対応のところですね、エピペンの関係ですとか、また救急のほうにつきましては、改めて119番は絶対書かんとあかんよとかいうふうなあたりのご指摘もいただいて、一定ご指摘いただいた意見はそこの中で反映させていただけたのかなというふうに理解してございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の説明でわかりました。というのは、私も、これちょっと読ませていただいたときに、今おっしゃったエピペンのこととかありますので、その辺で、この検討のあれでは、養護教諭だけで医者が書かれていないので、どうかなと思って質問させていただいたんですけども、今のお話では、ちゃんと参画していたということ

ですね。

この中の、例えば8ページに、エピペンの部分なんかで、できない場合は教職員が速やかに注射するとかいうような文章があるんですけども、これは各小・中学校で常時在庫するというふうに考えていたらいいですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） エピペンにつきましては、各個人さんのほうが病院のほうから処方されるものであるということで、小・中学校のほうには基本的には在庫としては持っておりません。もし、お持ちの場合には、学校に1本を預けてくださいと、あと子どもが持つという形で考えております。今現在の状況で申し上げますと、エピペンを処方されている児童・生徒は、現時点ではいらっしゃらないという状況でございます。

なお、エピペンの対応といたしますか、処置の仕方につきましては、昨年度にも一度、職員を対象に実施してございます。ことしにつきましては、ちょっと時期があれですので、新年度に向けまして、また新たに講習会等をして、エピペンの適切な処置の仕方につきまして研修をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、中学校のクラブ活動における社会人講師の状況について説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） では、中学校のクラブ活動におけます社会人講師の状況につきましてご説明申し上げます。

一覧表のほうを用意させていただいてございますが、維孝館中学校には、男女別の区分を加えまして9種類、12のクラブがございまして。3月1日現在、バレーボール（男子）、ソフトテニス（男子）にそれぞれ1名、合計で2名の社会人講師にご協力・ご支援いただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） クラブ活動の社会人講師の状況を、今、資料もいただきましたけれども、これ私、指導に来ている方、社会人講師以外で指導者がいれば、それもというふうに言ったつもりだったんですけども、それ今わかりませんか、これだけではないと思いますが。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 学校のほうに確認いたしましたら、1月19日の状況でございますと、他のクラブにおきましても指導に当たっていただいている方がいらっしゃるということでございますけれども、3月1日現在の状況で申し上げますと、今の現状になっているということでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 1月の話も今ありましたけれども、3月1日の状況ということで、現に私が聞いている中では、バスケの女子ですかね、3人ほど指導に入っていたというところもお聞きしているんですが、その辺は確認されておらないでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 繰り返しの答弁になりますけれども、1月19日の段階では、バスケット（女子）、それと野球のほうにつきましても、外部からのそういった形で支援いただいている方、バスケットボールの男子にもございましたけれども、今現在、3月1日では、このような状況ということでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） その社会人講師は、地域の方が中心やと思うんですけれども、そういう地域の方の力をおかりして指導していただくということについては、本当にありがたいですし、必要やというふうには思っております。

ただ、クラブ活動ということですので、学校教育の一環でやられておりますことから、指導に入ってください方には、子どもに対する教育的配慮が必要であるというふうに思うのですが、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） それぞれの部活におきまして、顧問のほうと先生のほうで話をしながら、教育的にということでは進めておると思います。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 当然ですよ、教育的に進めている、当たり前のことやと思うんですが、これ基準等、どなたに来ていただくか、誰でもいいということでは私はないと思うんです、教育的に進める上で。基準というのはお持ちでしょうか。

○委員長（谷口 整） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 特に基準というのは設けていないです。学校の教職

員との話の中で進めておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 学校との話の中で、じゃ、どういう人をお願いをされているんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 時とその場合によりますけれども、その部活動で指導者が顧問として専門性がない場合につきましては、専門性をお持ちの方に学校のほうから依頼したこともありますし、それ以外に自分で希望されて、「したいのですが、どうでしょうか」という相談があつて、それで相談の上で始めたという場合もあるかと思ひます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そういうお願いをするときに、やっぱり学校教育の中、さっきも言いましたけれども、一環としてやっていただくということで、子どもに対する対応の仕方とか、そういう点で、研修なりそういうことはやられておりますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 研修というところまではないと思ひますけれども、教職員との話ということで事前に話はしていると思ひます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 例えば、自分の子どもさんがおられるクラブの指導に、その子どもさんの親御さんが来ているという事例がございました。例えばですね、学校の教諭の場合は、自分の子どもさんが学校に入ってきたら、その学校におれないわけですよ、転勤をされます。それはやっぱり本人の子どもさん、また先生、またほかの子どもたちに与える影響等々を考へて、それも教育的配慮でそうなっているんだと思ひんです。ところが、クラブの場合は保護者が来られておりました。

その中で、保護者である指導者から、生徒さんが、その指導者の言動が原因でクラブに行けないといったような事例がございました。それは昨年のものでございます。私は、これは教育的配慮に欠ける事態やったというふうに思ひんです。

基準はないという話でしたけれども、私はやはりここは基準を決める、どういう基準になるかは学校とも協議していただければいいですけれども、で、さらには研修もする、こういうことかやっぱり必要ではないかなというふうに思ひんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 池尻補佐。

○学校教育課課長補佐（池尻一広） 今後、学校と教育委員会との相談の上ですけれども、学校と十分話をした上で、また考えていきたいというふうに考えます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） ぜひよろしく願いいたします。保護者の方も大変心配をしておられて、私が聞いたお話の中では、ほかにもクラブの指導者の発言が原因で不登校になっているんじゃないかみたいな話も、事実かどうかはちょっと確認していませんよ、そういう話も保護者の方からお聞きしているので、大事なクラブの指導者については、本当にきっちりと教育的配慮のできる方をぜひともお願いしていただきたいというふうに要望して、終わります。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） これにて質疑を終了いたします。

次に、平成29年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について説明を求めます。

黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 29年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みにつきましてご説明申し上げます。

ことし3月7日現在の見込みでございますが、配付させていただいた表のとおりでございます。7日現在の見込みでございますので、今後、転出・転入により変動する可能性があることを、まずご理解いただきたいと思います。

維孝館中学校でございますが、3学年ともに通常学級3クラス編制で、計9クラス。生徒総数は252名になる見込みでございます。昨年4月の段階ですと、通常学級でございますけれども、9クラス、総数では288名ございました。

続きまして、田原小学校でございます。通常学級では、1年生と5年生を除く4学年で単学級のクラス編制で、計8クラス。児童総数は222名となる見込みでございます。同じく昨年4月の状況ですと、9クラス、226名ございました。

続きまして、宇治田原小学校でございます。通常学級では3年生のみ単学級で、他の学年は2クラスの編制で計11クラス、児童総数は230名（昨年は11クラス、227名ございました）となる見込みでございます。

小・中学校合わせましての児童総数は、昨年は741名ございましたが、704名

となる見込みでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 標準学級数と実学級数の違いですが、標準でいくと1クラスだけれども、京都式少人数学級で2クラスになっていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 委員ご指摘のとおりでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） この田原小の6年生が35ですが、これは京都式の少人数学級には当てはまらないのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 当てはまりません。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） それは、35を上回らないとだめということですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 36名以上です。36名以上になった場合には2クラスになるということです。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現在の田原小の5年生も1クラスですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 現在は2クラスでございます。転出されることがございまして、減っているところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現在が2クラスで、次が6年生が1クラスになると、これはちょっと大変かなと思います。6年生、非常に大事な学年でありまして、最高学年としてリーダーシップを発揮していかないといけない、本当に大事な学年だというふうに思っているんですが、それが今まで2クラスやったのが1クラスになる、これは例えば町の単費も含めて2クラスにするというお考え等はありませんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 山城教育局のほうに対しましては、5年生まで2クラス、最終

学年だから、急変緩和というような措置をとれないかというふうな要請をしたところでございますけれども、それはないという形で、向こうの山城教育局のほうからは答えが返ってきているところでございます。

町単費でというのは、かなり財政的な負担も大きいというふうに考えておりますので、ちょっとその辺は難しいなというふうに考えてございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 国に対しても、府に対しても、当然、少人数学級については要請もしていただいているかと思います。山城教育局には激変緩和措置みたいなことも聞いたというお話がありましたけれども、それでもだめだったということですね。はい、わかりました。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これにて学校教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

続きまして、社会教育課所管の平成29年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況について説明を求めます。岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） それでは、私のほうから、社会教育課所管の平成29年度宇治田原町放課後児童育成施設入所申込み状況につきましてご説明をさせていただきます。

お手元、A4の資料、1枚物になってございます。

左手のほうから、学年、そして田原学童、宇治田原学童、2校の合計ということで人数のほうを入れさせていただいております。

まず、田原学童につきましては、1年生から6年生まで合計66人の申し込みがございます。こちらは、先ほど小学校のほうの見込み数がございましたが、田原小学校児童の29.7%に当たる数値でございます。66人のうち、夏休み・冬休み等の長期のみ通所する子どもさんが10名いらっしゃいますので、差し引き人数、平日では56名ということになっております。

同じく宇治田原学童につきましては、1年生から6年生まで合計が60人です。こちらでも大体26.1%という数字になってございます。長期のみの通所は9名、平日では51名ということです。合計につきましては、1年生から6年生までで、大体1年生が一番多うございまして34人で、2校合わせたうちの42%が通所になります。その後、

順次学年が上がるにつれましてパーセンテージのほうは減ってまいりまして、4年生になりますと20名、28.2%まで減ってまいります。6年生につきましては5名ですので、5.9%になります。合計では126名、これは全体の27.9%になってございます。

ちょうど一昨年、28年度の申請をとらせていただきました際には、27.5%ですので、やや今年度はふえておりますが、27年度の申請時点では28.9%でしたので、1%ほど減っているというような状況でございますが、通年、大体、全校生徒の二十七、八%の児童が通ってくれているというような状況でございます。以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて社会教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。田中議長。

○議長（田中 修） 昨日、教育委員会の定例会に寄せていただいたんですが、1人の委員さんがおくれて来られましたね。何か理由があったんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） いや、特段、議員の皆様も同じですけれども、中学校の卒業式のほうに出席されて、一旦お戻りになって、食事をとられて、ちょっと手間がかかったのかなという形でございますが、事前には「少しおくれます」という形で連絡をとらせていただいているところでございます。

○委員長（谷口 整） 議長。

○議長（田中 修） あのね、やはり、ああいうのは、何の理由があれど、おくれてくるということは絶対いけないことであると私は思います。当日、我々議会のほうも、何名か寄せていただいて見せていただいていたけれども、一番まずいのは、ああいう定刻に間に合わないということですね。そういう大事な話をやられるときに、ああいうことでは、やっぱりぐあい悪いので、今後において、ああいうことがないように、ひとつよろしく指導のほうお願いしたいと思っておりますけれども、どうですか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご指摘のとおりでございますので、時間厳守のところについては徹底してまいりたいと存じます。

○委員長（谷口 整） 議長。

○議長（田中 修） それでは、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（谷口 整） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） そしたら、私からも1点。

先ほどの社会人講師のやりとりで聞いておった中で、ちょっと1点気になったのが、親御さんの講師の方の不用意な言動で不登校になっている子どもさんがいるやの質問があったと思うんです。これは、「聞いたところ」ということですので、そのようなことがあったのかどうかの事実確認はされていますか、事実確認というよりも、そのようなことがあったんでしょうか。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今西委員が前半の部分でおっしゃいました、クラブ活動の中で、指導の言葉の中で、クラブに行きづらくなったということは聞いておりますけれども、学校への不登校になっているということにつきましては、実態としては、申しわけございません、私どものほうまでは聞いておりませんので、今西委員のほうで事実として把握されているか、ちょっとまだ断言されておりませんでしたので、そのあたりは、学校のほうには一度確認はしておきたいとは思いますが、それは申しわけございません、実態として本当にあったのかというふうに聞いておられるのかどうかは、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（谷口 整） 事実確認をしていただきたいという思いで質問させていただいたので、そのような事案があったのかどうか確認していただいて、また報告いただければ結構です。

○教育部長（黒川 剛） 今、ご指摘いただきましたので、学校のほうには事実確認はさせていただきたいと思えます。

○委員長（谷口 整） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） そしたら、当局から何か、その他でございますか。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） ただいまの事実確認の結果につきまして、どういう形でご報告させていただいたらよろしいでしょうか。

○委員長（谷口 整） 暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 2 3 分

再 開 午後 2 時 2 3 分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、私のほうに報告いただいて、その報告の状況によって、また改めてこちらに報告してもらうこともあるかもしれません。以上です。

特にないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようでございますので、日程第 4、その他については終了いたします。

本日は、付託議案 4 件の審査及び所管事項報告の審査が終了いたしました。

今年度も、残すところあと半月余りとなりました。29 年度の予算が明日 16 日から審査をされます。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行っていただき、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましても、年度がかわりましても、また遺漏のないようによろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2 時 2 5 分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 谷 口 整